

令和6年6月26日

報道各位

新潟市財務部契約課

指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第2条第1項に基づき指名停止の措置を行いました。

記

1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
葉隠勇進 株式会社 (ハカクレウジン カブシキガイシャ) 主たる営業所 東京都港区芝4-13-3	令和6年6月26日～ 令和6年12月25日 (6カ月)

2 指名停止理由

名古屋市発注の中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは、指名停止措置要領別表第2第3号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止を行った。

3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課 担当 小樋山 （直通025-226-2211）